

各種規定改定のお知らせ

当金庫では、2020年4月1日の民法改正を見据えた各種規定等の改定を行います。

なお、改定後の規定は、改定前からお取引をいただいているお客様にも適用させていただきますので、予めご了承ください。

主な改定事項は下記の通りです。（規定により変更事項は異なる場合があります。）

- ①各種取引に係る契約の成立に関する条文の新設
- ②預金金利の店頭掲示や手数料のホームページ掲載を踏まえ、これらに関する文言を変更
- ③成年後見人ご本人について、補助・保佐・後見が開始された場合の取扱の明確化
- ④各規定変更時の周知方法について変更
- ⑤定期預金について、期日前解約の取扱いについて明確化
- ⑥預金の払戻しにおいて、相続が開始した以降の取扱いについて明確化
- ⑦印鑑照合等における預金者の利益を損なうと考えられる文言の変更

対象規定

普通預金規定

定期性総合口座取引規定

貯蓄預金規定

通知預金規定

納税準備預金規定

当座勘定規定（一般用）

定期預金共通規定

定期預金規定（普通、M型、自動継続）

変動金利定期預金規定（普通、自動継続）

期日指定定期預金規定（普通、自動継続）

自由金利型定期預金規定（普通、M型、大口、自動継続）

定期積金規定

財産形成積立定期預金規定

財形住宅預金規定

財形年金預金規定

キャッシュカード規定、ICキャッシュカード特約

デビットカード取引規定

でんさいサービス利用規定

各サービス利用規定

個人インターネットバンキング取引規定

法人インターネットバンキング取引規定

主な変更事項の詳細について

①

改定前	改定後
なし	<p>新設</p> <p>1. (預金契約の成立)</p> <p>当金庫は、お客様からこの預金に係る当金庫所定の申込書の提出を受け、当金庫がこれを承諾したときは、この預金に係る契約が成立するものとします。</p>

②

改定前	改定後
<p>(利率の変更)</p> <p>この預金の利率は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6ヶ月毎の応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日としその6ヶ月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金および自由金利型定期預金(M型)の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当金庫所定の利率を加える方式により算定するものとします。ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。</p>	<p>(利率の変更)</p> <p>この預金の利率は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6ヶ月毎の応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日としその6ヶ月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金および自由金利型定期預金(M型)の店頭表示の利率に、当金庫の店頭に掲示するこの預金の預入日から満期日までの期間に応じた利率を加える方式により算定するものとします。ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。</p>

③

改定前	改定後
<p>(成年後見人等の届出)</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。</p>	<p>(成年後見人等の届出)</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に当店に届出てください。</p>

④

改定前	改定後
<p>(規定の改定)</p> <p>この規定を改定する場合は、改定内容を記載した店頭ポスターまたは当金庫ホームページ等にて告知することとし、改定後の規定については、告知に記載の適用開始日から適用するものとします。</p>	<p>(規定の変更)</p> <p>(1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。</p> <p>(2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示、インターネット又はその他相当の方法で公表することにより、周知します。</p> <p>(3) 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。</p>

⑤

改定前	改定後
<p>(3) 当金庫がやむを得ないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および定期預金共通規定 4. (預金の解約、書替継続)(5)項により解約する場合には、その利息は、次のとおり支払います。</p>	<p>(3) 債権保全の必要があるとき、その他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は満期日前に解約できません。</p> <p>(4) 当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合および定期預金共通規定 4. (預金の解約、書替継続)(5)項により解約する場合には、その利息は、次のとおり支払います。</p>

⑥

改定前	改定後
<p>(3) この預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当金庫所定の手続をしてください。</p>	<p>(3) 前二項の規定にかかわらず、本規定に定める各預金の預金口座の名義人に相続が開始した後（当金庫が預金口座名義人の死亡を知った後、または死亡について連絡を受けた後）は、当該名義人の共同相続人全員の総意（相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。）による払戻し請求でなければ、払戻しできません。ただし、家事事件手続法第 200 条第 3 項の保全処分、または民法第 909 条の 2 の規定に基づく払戻し請求に係る仮払いについては、この限りではありません。</p> <p>(4) この預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当金庫所定の手続をしてください。なお、この預金口座の名義人に相続が開始した後（当金庫が預金口座名義人の死亡を知った後、または死亡について連絡を受けた後）は、当該各種料金等の自動支払いを一時停止し、共同相続人の総意を確認のうえ、取扱いいたします。</p>

⑦

改定前	改定後
<p>(印鑑照合等)</p> <p>払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p>	<p>(印鑑照合等)</p> <p>払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めたほか、払戻請求者が預金払戻しの権限を有しないと判断される特段の事情がないと当金庫が過失なく判断して行った払戻しは有効な払戻しとします。</p>